伊勢原市林地台帳事務取扱要領

(趣旨)

- 第1条 この要領は、森林法(昭和26年法律第249号。以下「法」という。)第191条の4に基づき、伊勢原市が作成した林地台帳及び森林の土地に関する地図(以下「地図」という。)について、法第191条の5の規定による林地台帳及び地図の公表、森林法施行令(昭和26年政令第276号。以下「施行令」という。)第10条の規定による台帳情報の提供、法第191条の6の規定による林地台帳及び地図の正確な記載を確保するための措置を行う際の取扱いについて、法、施行令、森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)、林地台帳制度の運用について(平成29年3月29日28林整計第395号)、林地台帳制度の運用上の留意事項について(平成29年3月29日28林整計第400号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
 - (公表の対象項目)
- 第2条 林地台帳及び地図の公表の対象は、森林の土地の所有者の氏名又は名称及び住所 が含まれない情報とする。

(林地台帳及び地図の閲覧対象者)

第3条 公表された林地台帳及び地図の閲覧の対象者は、制限しない。

(公表の方法)

第4条 林地台帳及び地図の公表の方法は、林地台帳を管理する伊勢原市農業振興主管課 (以下「窓口」という。)での書面による閲覧及び写しの交付とする。

(閲覧に係る経費)

- 第5条 林地台帳及び地図を閲覧する場合の経費は、無償とする。
- 2 前条に定める写しの交付に際しては、写しの交付を希望する者が伊勢原市行政文書等 の写しの提供に関する規則(平成9年伊勢原市規則第1号)に定められた費用を負担す るものとする。

(閲覧の申請)

- 第6条 林地台帳及び地図の閲覧を申請する者(以下「申請者」という。)は、林地台帳 閲覧申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)を、窓口に持参又は郵送により提 出するものとする。
- 2 代理人により申請を行う場合は、委任状又は代理人選任届等申請者の意思が確認できる書類の原本を申請書に添付するものとする。

(申請者の確認)

- 第7条 申請者は、窓口において申請者本人又は代理人であることが確認できる書類(以下「本人等確認書類」という。)の原本を提示するものとし、伊勢原市農業振興主管課担当者(以下「窓口担当者」という。)はこれにより申請者の確認を行うものとする。この場合において、申請者が法人の場合は、当該法人の名称、所在地等が確認できる書類と、窓口に来た者と法人との関係が確認できる書類(従業員証等)を提示するものとする。
- 2 郵送による申請の場合、申請者は、複数の本人等確認書類の写しを申請書に添付するものとする。

(申請書の受付)

- 第8条 窓口担当者は、申請書の記載事項に記入漏れがないか、本人等確認書類が原本であるか(郵送による申請の場合を除く。)を確認するものとし、不備がある場合は、その内容を具体的に説明し補正を求めることとする。
- 2 代理人による申請を行う場合は、委任状又は代理人選任届等申請者の意思が確認できる書類が原本であるか窓口担当者が確認するものとする。

(閲覧の決定)

- 第9条 窓口担当者は、申請書及び本人等確認書類の氏名及び住所が一致しているか、留 意事項を了承しているかを確認し、申請者に閲覧の可否を伝えるものとする。
- 2 申請書に記載のある利用目的が開発又は不動産開発の場合には、窓口担当者は申請者 に対して伐採等届出制度及び林地開発許可制度の説明を行うものとする。

(閲覧)

第10条 窓口担当者は、申請書及び本人確認書類の確認後、書類に不備がなければ、留

意事項を書面及び口頭にて説明の上、閲覧に供するものとし、必要に応じて閲覧の補助を行う。

2 閲覧に際して準備に時間がかかる場合は、窓口担当者は申請者に説明して後日閲覧に供することも可とする。

(写しの交付)

- 第11条 窓口担当者は、写しの交付を行うときは、留意事項について申請者に書面及び口頭にて説明を徹底した上で個人情報が含まれないものにより行うものとする。
 - (情報提供の対象項目)
- 第12条 林地台帳情報の情報提供の対象項目は、原則として全てのものとする。 (情報提供の対象者)
- 第13条 所有者の氏名及び住所を含む林地台帳の情報は、次のいずれかに該当する者に 提供できるものとする。
 - (1) 当該森林の土地の所有者、当該森林の森林所有者又は当該森林の施業若しくは経営の委託を受けた者
 - (2) 当該森林の土地に隣接する森林の土地の所有者、当該森林の森林所有者又は当該森 林所有者から森林の施業若しくは経営の委託を受けた者
 - (3) 神奈川県内の森林を対象とする森林経営計画に係る法第11条第5項の認定を受けた森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者
 - (4) 農林水産大臣又は神奈川県知事

(情報提供の方法)

第14条 林地台帳の情報提供は、窓口において書面(所定の様式に印刷したもの)又は 電子データにより行う。

(情報提供に係る経費)

- 第15条 林地台帳情報の情報提供を受ける場合の経費は、無償とする。ただし、交付する資料が電子データの場合、記録媒体については林地台帳情報の提供を受けたい者(以下「申出者」という。)が用意することとする。
- 2 交付する資料が書面の場合、申出者は伊勢原市行政文書等の写しの提供に関する規則に定められた費用を負担するものとする。

(情報提供の申請)

- 第16条 申出者は、林地台帳情報提供依頼申出書(第2号様式。以下「申出書」という。) 及び申出ができる者であることを証する次の書類を、窓口に持参又は郵送により提出す るものとする。
 - (1) 第13条第1号の場合、情報提供を受けようとする森林の土地又は森林の所有を証明する書類若しくはその経営の委託を受けていることを証明する書類
 - (2) 第13条第2号の場合、情報提供を受けようとする森林の隣接地又は隣接する森林 の所有を証明する書類若しくはその経営の委託を受けていることを証明する書類
 - (3) 第13条第3号の場合、神奈川県内で森林経営計画の認定を受けていることを証明する書類
- 2 代理人により申請を行う場合は、委任状又は代理人選任届等申請者の意思が確認できる書類の原本を添付するものとする。
- 3 林地台帳の情報と併せて地図の提供を受けたい場合は、申出書備考欄にその旨記載するものとする。

(申出者の確認)

- 第17条 申出者は、窓口において申出者本人又は代理人の本人等確認書類原本を提示するものとし、窓口担当者はこれにより申出者の確認を行うものとする。この場合において、申出者が法人の場合は、当該法人の名称、所在地等が確認できる書類及び窓口に来た者と法人との関係が確認できる書類(従業員証等)を提示するものとする。
- 2 郵送等による申請の場合、申請者は、複数の本人等確認書類の写しを申請書に添付するものとする。

(申出書の受付)

第18条 窓口担当者は、申出書の記載事項に記入漏れがないか、本人確認書類が原本であるか(郵送による申請の場合を除く。)、その他証明書類が揃っているかを確認するものとする。

2 申出書に不備がある場合は、窓口担当者は申出者に対してその内容を具体的に説明し補正を求めることとする。

(情報提供の決定)

第19条 窓口担当者は、申出書及び本人等確認書類の氏名及び住所が一致しているか、申出ができる者であるかを確認し、不備がない場合は情報提供が可能である旨を、不備がある場合は、その内容を具体的に説明し、補正を求めるか、情報提供ができないことを伝えることとし、提供可能な場合、申出者は留意事項について了承する書面(第3号様式)を提出用と申出者保管用の2部記入するものとする。

(情報提供)

- 第20条 窓口担当者は、申出書及び本人確認書類の確認後、書類に不備がなければ、留 意事項を書面及び口頭にて説明の上、情報提供を行う。
- 2 情報提供に際して準備に時間がかかる場合は、窓口担当者は申出者に説明して後日提供することも可とする。

(修正申出の対象)

第21条 森林の土地の所有者は、所有する森林の土地について、林地台帳の登記簿上 の 所有者、現に所有している者、所有者とみなされる者又は地図の地番の修正の申出を行 うことができる。

(修正申出書の提出)

- 第22条 修正の申出を行おうとする者(以下「修正申出者」という。)は、林地台帳又は森林の土地に関する地図の修正申出書(第4号様式。以下「修正申出書」という。)、修正申出を行おうとする森林の土地の所有を証明する書類及び修正事項を証明する書類を、窓口に持参又は郵送により提出するものとする。
- 2 代理人により申請を行う場合は、委任状又は代理人選任届等申請者の意思が確認できる書類の原本を修正申出書に添付するものとする。 (修正申出書の確認)
- 第23条 修正申出者は、窓口において申出者本人又は代理人の本人等確認書類原本を提示するものとし、窓口担当者はこれにより修正申出者の確認を行うものとする。この場合において、修正申出者が法人の場合は、当該法人の名称、所在地等が確認できる書類と、窓口に来た者と法人との関係が確認できる書類(従業員証等)を提示するものとする。
- 2 郵送による申請の場合、申請者は、複数の本人等証明書類の写しを申請書に添付する ものとする。

(修正申出書の受付)

- 第24条 窓口担当者は、修正申出書の記載事項に記入漏れがないか、本人等確認書類が 原本であるか(郵送等による申請の場合を除く。)、その他証明書類が揃っているかを 確認するものとする。
- 2 修正申出書に不備がある場合は、窓口担当者は修正申出者に対してその内容を具体的に説明し補正を求めることとする。
- 3 代理人による修正申出を行う場合は、委任状又は代理人選任届け等申請者の意思が確認できる書類が原本であるか確認するものとする。

(修正申出書の内容確認)

第25条 窓口担当者は、修正申出書及び本人確認書類、修正申出者が当該森林の土地の 所有者である旨を示す書類及び修正事項を証明する書類の内容を確認し、不備がある場合は、受理できない旨を伝え、適宜、申出書の修正等の補助を行うものとする。

(修正要否の結果通知)

- 第26条 窓口担当者は、修正の要否を判断し、修正することとした場合は林地台帳情報の修正申出検討結果通知書(修正実施)(第5号様式)により、修正しないこととした場合は林地台帳情報の修正申出検討結果通知書(修正不実施)(第6号様式)により、修正申出者に通知する。
- 2 修正の要否判断や通知に時間がかかる場合は、窓口担当者は修正申出者に説明して後日郵送することも可とする。

附即

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年11月8日告示第259号) この告示は、公表の日から施行する。 林地台帳閲覧申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所 申請者 氏名 (自署) 称及び代表者の氏名 電話番号

次の森林の土地に関する林地台帳の記載事項及び森林の土地に関する地図を閲覧したいので、下記のとおり申請します。

記

						,
閲覧しようとする森林の	番号	市町村	大	字	字	地番
土地の所在及び地番	1					
	2					
	3					
台帳記載事項の利用目的						
閲覧しようとする情報の種類						
留意事項	□以下の事項を了承する。					
	• 市	木地台帳及ひ	・地図は	、森林	木の土地の	所有権等の
	杯	権利関係の確	定に資	するも	らのではな	いこと
	・林地台帳及び地図は、森林の土地の所有の境界					
	の確定に資するものではないこと					
	• 市	木地台帳及ひ	が地図は	、森林	木の土地の	売買等の証
	月	月資料として	用いる	ことに	はできない	こと
	・林地台帳及び地図の閲覧により得た情報は申請					
	1	小に記載した	利用目	的以外	小には利用	できないこ
	}	_				
	• 市	木地台帳及び	地図の	閲覧に	こより得た	情報を申請
	才	皆以外の者に	提供し	てはな	ならないこ	と(法人に
	J	よる申請の場	合は、	内部和	刊用は可)	
備考						

注意事項

- 1 台帳の利用目的欄には、「森林施業の実施」、「対象となる森林の確認」等と 具体的に記載すること。
- 2 閲覧しようとする情報の種類は、「林地台帳」、「森林の土地に関する地図」、 或いは「林地台帳及び森林の土地に関する地図」と記載すること。
- 3 地番が特定されない場合においては、字単位等での申請を行うこともできる。
- 4 法人による申請の場合であって、代表者以外の者が窓口での閲覧申請を行う場合、備考欄に閲覧者の氏名・住所を記載する。

林地台帳情報提供依頼申出書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所 申請者 氏名 (自署) 称及び代表者の氏名 電話番号

次の森林の土地について林地台帳に記載された事項の提供を受けたいので、森林法施行令第10条の規定により申し出ます。

旭1] 7 第 1 日 未の就たにより中し山より。						
	番号	市町村	大 字	字	地	番
	1					
森林の土地の	2					
所在及び地番	3					
林地台帳に記載された 事項の使用目的						
備考						

注意事項

- 1 森林の土地の所在及び地番欄は、番号欄の番号に対応して、一筆の土地ごとに 記載すること。
- 2 台帳に記載された事項の使用目的欄は、申出者以外の者に係る森林の土地について林地台帳に記載された事項の提供を求める場合に記載することとし、「申出者が所有する共有林の施業を行うための他の共有者の氏名及び住所の把握」、「申出者が所有する森林の施業の実施に必要な境界確認のための隣接地の所有者の氏名及び住所の把握」、「森林経営計画の対象森林の拡大のための森林の土地の所有者の氏名及び住所の把握」などと具体的に記載すること。
- 3 申出に当たっては、当該森林の土地の登記事項証明書、森林の施業又は経営の受 委託の契約書、森林経営計画及びその認定書その他の森林法施行令第10条第1 号から第3号までに掲げる者のいずれかであることを証明する書面を添付する こと。
- 4 備考欄には、法人による申出の場合であって、代表者以外の者が申出書を持参するときには、当該申出書を持参した者の氏名、住所及び連絡先を記載すること。 また、市町村から林地台帳に記載された事項の提供を受けるに当たり、希望する 提供の方法があれば記載すること。
- 5 林地台帳に記載された事項は、森林の土地の権利を確定するものではなく、各種 証明資料に使用することはできないことに留意すること。

林地台帳情報の提供に係る留意事項について

申出により提供することとした林地台帳情報について、その取扱いに当たっては、以下の点について十分留意願います。

留 意 事 項

- ・林地台帳及び地図は、森林の土地の所有権等の権利関 係の確定に資するものではないこと。
- ・林地台帳及び地図は、森林の土地の境界の確定に資す るものではないこと。
- ・林地台帳及び地図は、森林の土地の売買等の証明資料として用いることはできないこと。
- ・提供を受けた林地台帳及び地図の情報は申出書に記載 した使用目的以外には利用できないこと。
- ・提供を受けた林地台帳及び地図の情報を申出者以外の 者に提供してはならないこと(法人による申出の場合 には、内部利用は可。)。

備考

(申出者記載欄)

伊勢原市長 殿

林地台帳情報の提供を受けるに当たって、上記の留意事項を了承します。

年 月 日

住所

申請者 氏名

(法人にあっては、名) 称及び代表者の氏名)

電話番号

林地台帳又は森林の土地に関する地図の修正申出書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所

世間者 氏名 (自署) 称及び代表者の氏名

電話番号

次の森林の土地について林地台帳又は森林の土地に関する地図に記載の漏れ又は 誤りがあったので、森林法第191条の6第1項の規定により申し出ます。

森林の土地の所在及び地番	
修正を求める事項	
修正を求める理由	
備 考	

注意事項

- 1 修正を求める森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 修正を求める事項欄には、林地台帳又は森林の土地に関する地図において、 修正を求める事項及び修正内容を記載すること。
- 3 修正を求める理由欄には、「相続のため」、「所有者の転居のため」、「土地の合筆・分筆のため」など具体的に記載すること。
- 4 申出に当たっては、申出者が当該申出に係る森林の土地の所有者であることを 証する書面を添付すること。

林地台帳情報の修正申出検討結果通知書	(修正実施)

第号年月

(修正申出者の氏名又は名称) 殿

伊勢原市長

年 月 日付けで申出のあった森林法第191条の6第1項に規定する修正申出については、下記のとおり修正することとしたので同条第3項の規定に基づき通知します。

記

,					
森林の土地の所在及び地番					
修正を行う事項					

(事務担当は、 内線)

林	一十十二	能悍部	の修正日	出牌科制	結果通知	土(修正)	不宝梅、
721		収入 1月 秋	リノルト	2 111/11円 11/1	ᄔᄮᄣᄮᆈ	古(1)多二/	TY 天 MU

第 号 年 月 日

(修正申出者の氏名又は名称) 殿

伊勢原市長 印

年月日付けで申出のあった森林法第191条の6第1項に規定する修正申出については、下記のとおり修正しないこととしたので同条第4項の規定に基づき通知します。

記

r=				
森林の土地の所在及び地番				
修正を行わないこととした理由				

(事務担当は、 内線)

林地台帳情報の閲覧・情報提供に関する委任状

年 月 日

委任者住所

氏 名 (自署)

電話番号

下記の者を代理人と認め、林地台帳情報の〔閲覧・情報提供・修正申出〕に関する権限を委任します。 (※不要な項目を二線で消去のこと)

記

1 権限を委任する代理人の住所及び氏名

代理人住所

氏 名

電話番号

2 権限を委任する森林の所在